

ひとり親家庭医療費助成制度



ひとり親家庭及び父母のいない児童にかかる医療費の一部を助成します。

●助成の対象者は

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童及びその児童を養育している配偶者のいない父又は母（養育者は除きます。）

ただし、次のいずれかに該当している対象者は除かれます。

- (1) 生活保護法に規定する被保護者
- (2) 児童福祉法に規定する小規模住居型児童養育事業を行なう者又は里親に委託されている児童
- (3) 児童福祉法に規定する児童福祉施設に入所している児童
- (4) 天城町重度心身障害者医療費助成を受けることができる方
- (5) 父又は母の所得が次の所得制限限度額以上の場合

助成の対象者

扶養親族等の数	所得制限限度額
0人	1,920,000円
1人	2,300,000円
2人	2,680,000円
3人	3,060,000円

以下、扶養が一人増えるごとに380,000円加算

●助成の範囲は

- 保険診療（及び調剤）の一部負担金
高額な医療費の場合、加入している健康保険から「高額療養費」や付加給付を差し引いた自己負担金を助成します。
（限度額認定証使用時は月の限度額までの自己負担金が対象）

助成対象外

健康診断、予防接種、選定療養、薬の容器代、入院時の差額ベッド代、文書料など
保険適用外のものは助成することができません。

●受診するときは

医療機関等を受診するときは、「健康保険証」と「ひとり親家庭医療費受給資格者証」を窓口で提示し、医療費の自己負担分を支払ってください。

●助成の申請をするときは

医療機関等で発行された領収書の原本を添えて「ひとり親家庭医療費助成申請書」を長寿子育て課社会福祉係に提出してください。申請書は長寿子育て課より発行します。天城町のホームページからもダウンロードできます。申請には印鑑が必要です。

（領収書は受診月毎にまとめ、

受診した月の翌月以降、6カ月以内に提出してください。）

●助成金の支払い

助成金は、助成申請書の提出があった月の翌月末に指定口座へ振り込みます。振り込みの際は、「ひとり親家庭医療費助成金支給決定通知書」を郵送します。

●更新手続きについて

受給資格は、毎年7月31日で有効期限が切れます。引き続き受給資格を継続するためには8月以降に更新手続きにお越しください。（更新の申請書は、7月中旬に郵送します。）更新の際には所得の確認が必要となります。所得がなかった場合でも、必ずくらしと税務課で所得の申告をしてください。

●登録内容に変更が生じたときは

次のようなときは、長寿子育て課で届出をしてください。

- (1) 加入保険が変わったとき
- (2) 受給資格が喪失したとき
- (3) 振込金融機関を変更するとき
- (4) 住所・氏名が変更になったとき
- (5) 受給資格者証を紛失したとき

●お問い合わせ

天城町役場 長寿子育て課(社会福祉係) 85-5333 (直通) 85-3111 (代表)

